**令和５年度チェックリストの記載内容に係る誓約書**

**【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年　　月　　日

　　兵庫県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　施設名

　　　　　　　　　　　　　　　　記入担当者の職氏名

　令和５年度チェックリスト【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

を提出するにあたり、当法人は、記載項目、記載事項に漏れがないことを確認するとともに、記載内容が正確であることを調査・確認のうえ作成しており、すべての記載内容が真実かつ適正であることを誓約します。

**令和５年度チェックリスト**

**【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】**

・下記を記載ください。欄のスペースが足りない場合は広げてください。

・会員用リーフレット、ホームページの写し等（対応可能な業務、利用方法、開所（訪問）時間等保護者への周知文書）を添付してください。

１　事業所に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 事業開始年月日 |  |
| 名称 |  |
| 所在地 | 〒  TEL：　　　　　　　　　　　FAX：  ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
| 事業の管理者の職・氏名 |  |

２　設置主体に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 設置主体名  （種別　で囲む）  ・直営の場合は市町名 | 種別（個人・法人（法人種別：　　　　　　）） |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 担当者連絡先 |  |

３　運営に関する事項

（１）開設時間

|  |  |
| --- | --- |
| 曜日 | 開設時間（24時間表記） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（２）利用対象年齢

|  |  |
| --- | --- |
| 対象年齢 | 才～　　　才 |

（３）事業従事職員数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 専属 | 兼務 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４　事業実施状況

　※直近の県への実施状況報告を添付のこと

社会福祉法第70条に基づく報告・調査に関する

子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業）指導検査基準・点検表

（令和５年４月１日版）

・特に断りのない限り、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」別紙「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」を基準としている。

・点検結果欄に、施設による点検結果を記載すること（　　で囲む）。

・県健康福祉事務所に提出する場合は、市町担当課を経由すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目・内容 | 観点 | 点検結果 |
| １　事業の定義（児童福祉法第6条の3 ⑭）  　この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより（※）、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。  一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。  二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。  ※(規則第1条の32の4）法第６条の３第14項に規定する子育て援助活動支援事業は、同項各号に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と同項に規定する援助希望者からなる会員組織を設立し、当該会員組織に係る業務の実施、援助を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行うことにより、地域における育児に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。 | 事業内容は適合しているか。  ･当該施設の事業内容等を確認。 | 適合・不適合 |
| ２　事業内容  　ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、２０人以上とする。  ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務  イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）  ウ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催  エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催  オ 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整 | 事業内容は適合しているか。  ･当該施設の受入方針等より確認。 | 適合・不適合 |
| ３　届出（社会福祉法第69条）  　第69条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。 | 開始届を提出しているか | 適合・不適合 |
| ４　福祉サービスの質の評価  　社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。 | 福祉サービス第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか | 受審の有無：  受審年月：  　年　月 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目・内容 | 観点 | 点検結果 |
| ５　実施方法 |  |  |
| ア アドバイザーの配置について  　ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。 また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することは差し支えない。 | アドバイザーを配置しているか。(出勤簿･対応記録等により確認) | 適合・不適合 |
| イ 会則の制定  　市町村は、あらかじめ相互援助活動等の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。 | 会則を制定しているか。(※会則写しを添付すること) | 適合・不適合 |
| ウ 会員の登録  　会員の登録に関しては、年度ごとに更新・整理すること。 | 名簿の更新・整理ができているか。(名簿及び更新時期を確認) | 適合・不適合  (更新時期　　月) |
| エ 会員間で行う相互援助活動  　会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との請負又は準委任契約に基づくこと。 | 相互の合意に基づくことを会員に周知できているか。（周知方法を確認） | 適合・不適合 |
| オ 保険の加入  　会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。 | 事業としての保険加入が行われているか。（※保険契約写しを添付すること） | 適合・不適合 |
| カ 子どもの預かりの場所  　子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定すること。なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能。  　また、提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し（H31.3.29付け厚生労働省子育て支援課子育て援助活動支援係「子育て援助活動支援事業(ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業)における子どもの預かりの場所の安全点検等について」別添1,2参照）、これを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善すること。 | 預かりの場所、  場所の安全確保について会員に伝達できているか。(提供会員への伝達・指導が行われているか確認) | 適合・不適合  ﾘｽﾄ作成の有無  　　有　・　無 |
| キ 預かる子どもの人数  　相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は、援助を行う会員１人につき、原則として１人とする。なお、やむを得ず複数の子どもを預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。 | 預かる人数の制限を会員に伝達できているか（提供会員への伝達状況、預かりの人数を確認) | 適合・不適合 |
| ク 相互援助活動に対する報酬  　相互援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。 | 参考事項 | 適合・不適合 |
| ケ 援助を行う会員への講習の実施  　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの。以下同じ。）について、援助を行う会員全員に対して必ず実施すること（ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市町村が適当と認める場合は、この限りでない。）。  　加えて、預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うよう努めること。    　なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。  　また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目のうち、 「９事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。 | 緊急救命講習、事故防止講習を受講させているか。(援助会員の研修受講状況、研修項目を確認) | ■救命救急・事故防止講習  (全員・必須)  適合・不適合  直近の講習：　　　年　月  参加：　　　名  ■その他研修  (努力義務)  　適合・不適合 |
| コ 援助を行う会員へのフォローアップ講習の実施  　緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも５年に１回必ず実施し、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めること。 | フォローアップ講習が実施できているか。（援助会員の研修受講状況を確認) | 適合・不適合  直近の講習：　　　年　月 |
| ６ 留意事項  （１）事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。 | 従事者への周知方法、会員への周知方法ができているか。（周知の方法を確認） | 適合・不適合  具体的な方法  （  　　　　　　） |
| （２）活動中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成２９年１１月１０日付府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知）」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。 | 従事者への周知、会員への周知ができているか。（周知の方法、報告に至らない事故状況の記録を確認） | 適合・不適合・  該当なし |